

第二部 集中改革プラン

新しい行財政改革計画は、第一部で記載のとおり、「市政改革マニフェスト(市政改革基本方針)」に掲げる取組項目のうち、主として財政危機の克服に関連する各取組を確実に実施することを基本とするものであるが、その具体的な取組については、基本的には、各局長・区長が、自らの所管事務事業に関する改革の具体的な取組目標、スケジュール等を局長改革マニフェスト(局改革実施方針)・区長改革マニフェスト(区改革実施方針)として策定及び公表し、それに基づき推進を図るものです。

ここでは、その具体的な取組のうち、当面5年間の原則採用凍結による5千人を超える職員数の削減と独立行政法人化による職員数3万人台を実現するための事務事業の再編・整理、民間委託等の推進の取組内容や第三セクターの見直し、給与の適正化などの具体的な取組内容を集中改革プランとしてとりまとめました。

1 事務事業の再編・整理、廃止・統合

本格的な地方分権時代を迎え、少子化・高齢化の急速な進行、市民ニーズの高度化・多様化など社会経済情勢の変化に適切に対応した市政運営を進めるため、大阪市の事務事業全般にわたり総合的な点検を行い、経営的な視点より、事務事業の再編・整理、必要性や効果の低くなっているものの廃止・統合など、事務事業の再構築に取り組む。

(1) 事務事業の再構築

【具体的取組】

(全市的取組)

○ 共通管理業務の集約化

各所属で行われている人事、給与、旅費、福利厚生等の業務分析を行い集約化効果の高い業務について共通管理業務として集約し、事務センター化する。業務集約にあたっては、これまでの業務の進め方の抜本的な業務改革を行うとともに、センター業務は民間委託を基本に検討を進め、各所属庶務部門の大幅な省力化を図る。共通管理業務の集約化により現金取り扱い事務は廃止する(口座払いの徹底)。

《スケジュール》平成17年度から検討を開始し、平成18年度以降実行に着手。平成22年度までに実現する。

○ 市税事務所の設置に伴う税務事務の見直し

市税事務所化により、効率的な組織体制とし、区役所税務課及び財政局主税部における税務職員の見直しを行う。

《スケジュール》平成 19 年度から実施

○乗用公用車の見直し

現在、各局・区に配置されている乗用公用車を原則として廃止する。

《スケジュール》平成 18 年度当初から実施

○文書遞送業務の見直し

局・区・事業所間における文書遞送業務について、直営による運用を廃止し、パソコンの導入に伴う文書量の削減状況等を精査し、なお必要なものについては民間事業者への委託により運用し、コスト削減を図る。

《スケジュール》平成 18 年度当初から実施

○監理団体等派遣職員の引き上げ

・監理団体(66 団体)について、団体への委託料・出資の見直し、法人形態の見直しとあわせて、派遣職員を大幅に引き上げる。

平成 17 年 7 月 1 日現在 1,545 人派遣

《スケジュール》平成 18 年度以降順次引き上げる。

・報告団体及びその他の関連団体(80 団体)への派遣職員についても、現在派遣している団体ごとの状況を個々に精査し、可能な限り引き上げる。

平成 17 年 7 月 1 日現在 421 人派遣

《スケジュール》平成 18 年度以降順次引き上げる。

○測量業務の見直し

現在直営で行っている測量業務について民間委託を推進する。

別途、測量業務の一元化を進め事務の効率化を図る。

《スケジュール》平成 18 年度以降順次実施

(個別事項の取組)

○経営企画室業務の見直し

・実効性ある市長の経営補佐部門を構築していくなかでの政策部門の統合一元化、新たな行政評価システムの構築に伴う事業評価体制の見直しなどに取り組む。

《スケジュール》平成 18 年度実施

・市政改革本部については 2 年間を目処に設置されており、19 年度以降の体制については今後の市政改革の進捗を踏まえた組織体制の見直しを行う。

《スケジュール》平成 19 年度以降実施

○総務局業務の見直し

総務局における、福利厚生関係業務、情報化関係業務、給与支給等関係業務、文書通送業務等を中心に共通業務の集約化・システム間連携、業務プロセスの見直し等による業務執行体制の縮小、民間委託、本市退職者、派遣職員の活用などに取り組む。

《スケジュール》平成 18 年度から実施

○分権型予算編成事務の推進による財務事務の見直し

平成 17 年度予算編成から、分権型予算編成システムの導入に伴い、財政局財務課の主計機能を縮小し、財政企画機能を高める。

《スケジュール》平成 17 年度から実施

○入札参加資格審査業務及び入札契約業務の見直し

電子調達システムの活用及び入札業務の全件電子入札化により事務の効率化を図る。また、業務委託契約業務の一元化を進めることで、各局の調達部門の見直しを図る。

《スケジュール》平成 19 年度から実施

○窓口業務など税務事務の見直し

本市退職者については、原則として徴税吏員としての権限を行使して行う事務以外の補助的な業務、V D T 作業等の一般事務に従事させることとし、アウトソーシングについては個人情報に配慮しながら、各税目、業務において賦課徴収事務の初期段階の量的に処理する業務について導入を検討する。

《スケジュール》平成 18 年度から実施

○財産関係管理事務の見直し

4,000 件に及ぶ賃貸地の管理・処分業務についてノウハウのある民間事業者に委託し、業務の効率化を図る。また、公有財産の管理、処分事務の一元化による効率化と他局への権限の移譲による事務の縮小を図る。

《スケジュール》平成 18～22 年度実施

○計画調整局業務の見直し

政策部門の一元化による執行体制の見直し、統計部門の外部委託化など

に取り組む。

《スケジュール》平成 18 年度以降実施

○福祉施設の管理運営の見直し

公立保育所や弘済院をはじめとする福祉施設について、民間活力の導入や市民ニーズの動向を踏まえた施設の統廃合、各業務の見直し等を積極的に行う。

《スケジュール》平成 18 年度から実施

○市民病院の運営の効率化と経営基盤の安定

総合医療センターを核とした市民病院群について、職員配置の見直しや各業務の一層の委託化・集約化による効率的な運営を図ることにより人件費比率の引き下げを行い、経営基盤の安定を図る。

《スケジュール》平成 18 年度から実施

○勤労青少年ホーム（25 館）、加美ユースセンター、児童館（10 館）の機能の見直し

近年、都市化や核家族化の進行により、家庭や地域での子育て機能が低下している中、これらの施設の機能を再編強化し、家庭や地域での子育て力の向上を図るなど、施設のあり方を見直す。

《スケジュール》機能の再編強化に向けた具体的検討を進め、平成 18 年度早期に施設のあり方を見直す。

○弘済院児童ホームについて、廃止

《スケジュール》平成 17 年度末廃止

○にしはま荘について、廃止

《スケジュール》平成 17 年度末廃止

○東淀川勤労者センターについて、廃止

《スケジュール》平成 18 年度末廃止

○労働会館について、廃止

《スケジュール》平成 19 年度末廃止

○看護専門学校について、廃止

《スケジュール》平成 20 年度末廃止（平成 19 年度から募集停止）

○中央卸売市場における業務委託の推進

中央卸売市場の施設設備の維持管理業務について、業務委託を推進するとともに、総合メンテナンス方式を採用するなど、より簡素で効率的な業務執行体制を構築する。

《スケジュール》平成 18 年度から実施

○下水処理場等の業務執行方法の見直し

下水処理場監視室の統廃合、抽水所の遠方制御、送泥ネットワークの構築など業務執行方法を見直す。

《スケジュール》平成 18 年度から実施

○環境事業センター及び焼却工場の事業運営の効率化

環境事業センターにおけるごみ収集の作業回数及び車両積載量の見直し、焼却工場における交代制勤務要員の見直しなど事業運営の効率化を図る。

《スケジュール》平成 18 年度から順次実施

○住宅局工事監理業務への再任用制度の導入等

住宅局営繕部・建設部の工事監理業務へ再任用制度を導入する。

《スケジュール》平成 21 年度から実施

○工営所部門の見直し

工営所の業務執行体制について、直営工事体制のスリム化と道路不正使用対策（放置自転車対策を含む）に必要な体制の確保を行う。

《スケジュール》平成 18 年度から順次実施

○用地取得事務体制の見直し

用地取得業務量の減少傾向に対応した組織のあり方の検討を行い、業務見直しを行う。

《スケジュール》平成 18 年度から順次実施

○道路・河川事業部門の見直し

道路・河川事業全般の事業量の減少に見合った組織のあり方を検討し、業務見直しを行う。

《スケジュール》平成 18 年度から順次実施

○市街地整備事業部門の見直し

継続事業の収束、新規事業凍結に伴う組織の段階的縮小を行う。

《スケジュール》平成 18 年度から順次実施

○港湾局業務の見直し

請負工事補助監督業務の見直し、ひき船事業の民営化、浚渫事業の民間委託化、電気設備維持管理業務の民間委託化など官民の役割分担の徹底した見直しによる直営事業の再構築に取り組む。

《スケジュール》平成 18 年度から実施

○収入役室業務の見直し

財務会計システムの機種更新、電子収納及び会計事務の電子決裁化に係るシステムの安定稼働後、開発要員の見直しを行う。

また、会計事務の電子決裁化を機に、支出決議が小額の支出命令書について収入役室での再審査業務を廃止する。

《スケジュール》平成 17 年度から検討し、平成 18 年度～20 年度で順次実施。

○バスの管理委託の拡大

管理委託は路線・サービスの設計の権限を有したまま、人件費の抑制によりコスト削減を図ることができる有効な手法であるため、法令上の制限である、事業規模の 2 分の 1 まで管理委託を拡大する。

《スケジュール》平成 17 年度以降順次実施

○地下鉄の駅業務の見直し

駅業務の見直しや勤務体制の変更を行い、業務の効率化を図る。

《スケジュール》平成 17 年度及び 18 年度実施

○地下鉄の保守点検周期や保守体制の見直し

電気設備の点検周期の見直しや車両の検査周期の延長などにより業務の効率化を図る。また、8 号線の開業に伴い新たに生じる業務については、職員を採用せず、既存の体制でその業務を行う。

《スケジュール》平成 17 年度及び 18 年度実施

○水道局営業所業務の見直し

水道局営業所の営業関係業務について、コールセンターの開設による窓口業務の効率化、計量業務・料金業務・未納整理業務等の委託化や業務の兼務化を進める。

また、工事関係業務について、給水装置関連工事の指定工事店施工化と修繕工事等の委託化を図る。

《スケジュール》平成 18 年度から順次実施

○水道局工事事務所業務の見直し

水道局工事事務所の業務について、断通水業務、洗浄排水業務、幹線弁整備作業及び機動的点検整備作業の委託化を図るとともに、営業所工事関係部門との統合を進める。

《スケジュール》平成 18 年度から順次実施

○水道局浄水場業務の見直し

水道局浄水場の運転管理業務について、配水管理・浄水管理の一元化、及び技術集約型の高度な監視制御体制の確立を図るとともに、維持管理業務の再構築と一部委託化、守衛業務の委託化等を進める。

《スケジュール》平成 18 年度から順次実施

○水道局その他業務の見直し

水道局の管理部門及び工業用水道事業について、委託化等を進める。

《スケジュール》平成 18 年度から順次実施

○学校園における事務事業の見直し

学校園の給食調理業務については一部民間人材を導入する。

また、教育環境整備業務について嘱託職員を活用する。

《スケジュール》平成 18 年度から実施

学校園における内部業務系の IT 環境整備の推進

学校財務会計システムの拡充(平成 18 年度から 4 ヶ年計画)や教職員情報システムの新規開発(平成 18 年度から 3 ヶ年計画)など、学校園における IT 環境整備を行い、平成 22 年度を目途に学校事務センター業務を集約し、現行 4 センターを 1 センターに統合のうえ、学校事務職員の見直しを行う。

学校事務センター・事務局関係課の業務を精査した上で、集約・統合するとともに「学校経営・教育活動を総合的に支援するセンター」とし

て、事務センター機能の拡充を図る。

○幼稚園の適正配置

少子化に伴い非効率化している幼稚園に関し、保護者の利便性などの観点から検討を加え、地元の理解を得ながら統合を進める。

また、保護者・市民ニーズの調査を行い、公立幼稚園の適正配置及びあり方についての検討を進める。同時に、公設置民営や幼保一元化についても、国の動向を踏まえ検討を進める。

《スケジュール》平成 18 年度から非効率化している園に関し統廃合などの当面の具体案をまとめ着手。また、保護者・市民ニーズの調査を行い、適正配置や運営形態のあり方について課題整理、検討を進める。

○小中学校の適正配置

大阪市学校適正配置審議会での答申を踏まえ、複式学級を有する小中学校について、「統合」、「校区の変更」、「通学区域の弾力的運用」などの具体的方策について地元協議会との協議を進める。

同審議会から、今後何らかの方策について検討すべき時期にきているとされた児童数 120 名を下回る小学校について、地域性や今後の児童数の推移などを踏まえながら、今後の方策について検討を進める。

複式学級 数学年の児童又は生徒を 1 学級に編成する学級をいい、児童、生徒の少ない小規模の学校で編成されている。

《スケジュール》

平成 17 年度

複式学級を有する学校において地元協議会を設立し、適正規模を図るための具体的方策について協議を進める。

平成 18 年度以降

複式学級を有する学校での適正規模を図るための具体的方策を策定し実施。119 人以下の過小校についての今後の方策の検討を進める。

○高等学校の再編統合

中高一貫教育校の開設、商業高校及び工業高校と定時制高校に係る再編統合に取り組む。

《スケジュール》平成 20 年度に中高一貫校を開設する。

現在 23 校の高等学校を今後 10 年を目途に 18 校程度に再編統合する。

○区役所業務の効率化

効率性、市民ニーズなどの観点から、総務・税務・保健関係業務など、集約化することで効率化が図られる業務については集約化するなど、区役所業務の効率化に取り組む。

《スケジュール》平成 18 年度以降、可能なものから順次実施

○庁内 IT 環境の整備

職員一人一台パソコン及びメールアドレスの個人化を進め、事務処理や情報連絡・交換等のスピードアップ及びペーパーレス化、IT を活用した意見の募集及び施策の反映、メールによる相談受付など市民との双方向サービスの充実など、各種事務事業へ IT の利活用を推進していく。

《スケジュール》平成 17 年度中に必要な職員への個人メールアドレス付与及び約 1,000 台のパソコンを区役所へ整備、18 年度末時点において約 4,000 台のパソコンを全庁へ整備。

(2) 事業の経営形態の見直し

事業の発展可能性、民間資金導入の可能性等の視点により、民営化・地方独立行政法人化など、経営形態の見直しに向けた事業点検を行う。

(具体的取組)

○市民病院事業

「大阪市立市民病院経営検討委員会」において、経営形態のあり方について検討を行う。

《スケジュール》平成 18 年度に方向性決定

○弘済院

経営形態やあり方を検討する場の設置を行う。

《スケジュール》平成 18 年度に方向性決定

○環境科学研究所

経営形態のあり方について委員会を設置し検討を行う。

《スケジュール》平成 18 年度に方向性決定

○工業研究所

地方独立行政法人化に向けた検討を行う。

《スケジュール》平成 17 年度から検討開始、平成 20 年度移行予定

○中央卸売市場

流通や経営など外部の専門家で構成される「市場将来構想検討委員会」において、民間移譲（民設民営）、地方独立行政法人化、民間委託など市場の管理運営のあり方・経営形態について検討を行う。

《スケジュール》平成 18 年度中に方針決定

○環境事業

廃棄物行政の公益性・公共性・公平性を踏まえつつ、必要とされるサービスを効果的・効率的に提供するため、現状では、法的整備が必要となるが、地方独立行政法人化を前提として事業分析を行うなど経営形態・運営方法の再構築について検討を進める。

《スケジュール》平成 18 年度中に方針決定

○港湾事業

コスト、スピード、サービスの面でアジアの主要港に匹敵する国際港湾を目指して、広域化、民営化等の観点で「大阪市港湾事業経営改善委員会」において事業分析を行い、他の経営形態への見直しの可否について検討を進める。

《スケジュール》平成 18 年度に方針決定

○バス・地下鉄事業

現在、公共性と経済性を調和させた輸送サービスのあり方が求められており、その根本的な解決策として、将来、最も望ましい経営形態のあり方について広く検討する必要がある、市政改革マニフェストに基づいて、公設民営化を前提とした経営形態の見直しの検討を行う。

《スケジュール》平成 18 年度中に方針決定

○水道事業

事業の発展可能性、民間資金導入の可能性等の視点により、組織全般にわたる事業分析を実施し、地方公営企業の存続、もしくは地方独立行政法人・財団法人・株式会社化等の他形態への見直し、施設の広域的運用などによる望ましい経営形態・運営形態に関する方針を決定する。

《スケジュール》平成 18 年度前半に方針決定

○市立大学

公立大学法人大阪市立大学に移行

《スケジュール》平成 18 年 4 月から移行

○博物館等施設

法令改正により、博物館施設が地方独立行政法人の対象とされることを念頭に、制度適用の可否、現行の監理団体との関係整理、具体的な法人設立の方法について、検討を進める。

《スケジュール》平成 18 年度より検討し、平成 19 年度末を目標に一定の結論を得る。

2 民間委託等の推進

多様化する市民ニーズに的確に対応し、事務事業の再構築を図っていくためには、可能な限り民間企業の経営理念・手法を公的部門に導入し、その効率化・活性化を図っていく必要がある。

個々の事務事業について、公の施設への指定管理者制度の導入をはじめ、民間委託等の可能性を検討し、積極的に民間企業等の活用を図っていく。また、本市自らが実施する必要がある事業についても、官民協働の観点から民間企業や NPO 等との連携を図る。

(1) 公の施設についての取組

平成 15 年 6 月の地方自治法改正により、管理委託している公の施設については、平成 18 年 9 月までに指定管理者制度へ移行しなければならないことになっている。本市においては、平成 18 年 3 月 1 日現在、既に 39 施設が移行済み（別表 1・2 の下線施設）であり、また、平成 18 年 4 月から新たに 238 施設が移行する予定になっている。

また、指定管理者の選定にあたって、公募を行わずに指定管理者を選定した 120 施設（別表 2）については、今後 2 年以内に、指定管理者制度の趣旨を最大限活かす観点から、公募に向けた検討を行う。

さらに、直営施設等（別表 3）について、施設の存続の必要性、行政の関与の必要性などを十分精査し、廃止や譲渡も含め管理運営のあり方を早急に検討し、指定管理者制度の導入や業務委託など民間活力の積極的な活用を図っていくとともに、地方独立行政法人化など経営形態の見直しについての検討を行う。

別表 1 指定管理者制度移行施設一覧（公募）

合計 157 施設（平成 18 年 3 月 1 日現在）

所管局	施設名（ ）内は施設数	所管局	施設名（ ）内は施設数
市民局	・ <u>青少年文化創造ステーション</u> ・ 男女共同参画センター（ 5 ） ・ 人権文化センター（ 13 ）	環境事業局	・ 葬祭場 ・ 霊園等（ 11 ） ・ 此花・西淀川・住之江屋内プール
健康福祉局	・ 社会福祉センター ・ 馬淵生活館 ・ 塩楽荘 ・ いきいきエイジングセンター ・ 弘済みらい園・弘済のぞみ園 ・ 老人福祉センター（ 26 ）	建設局	・ 駐車場（ 9 ）
ゆとりと みどり振興局	・ <u>阿倍野屋内プール</u> ・ <u>西屋内プール</u> ・ <u>都島屋内プール</u> ・ <u>浪速屋内プール・スポーツセンター</u> ・ <u>中央・生野・城東屋内プール</u> ・ <u>扇町・下福島・長居プール</u> ・ <u>北・此花・生野・東住吉スポーツセンター</u> ・ 芸術創造館 ・ 鶴見緑地パークゴルフ場 ・ 鶴見緑地球技場・運動場・庭球場・プール ・ 韃靼テニスセンター・韃靼庭球場 ・ 南港中央野球場・庭球場 ・ 千島・東淀川体育館 ・ スポーツセンター（ 19 ） ・ プール施設（ 11 ）	港湾局	・ 南港魚つり園 ・ 南港野鳥園 ・ 大阪北港ヨットハーバー ・ 舞洲運動広場・体育館・野球場・野外活動施設 ・ 舞洲ヘリポート ・ なにわの海の時空館 ・ 大阪港咲洲トンネル
		消防局	・ <u>阿倍野防災センター</u>
		教育委員会 事務局	・ 中央公会堂 ・ 伊賀青少年活動センター・信太山青少年活動センター・びわ湖青少年の家 ・ 長居ユースホステル ・ 中央青年センター ・ 阿倍野青年センター ・ クラフトパーク ・ 市民学習センター（ 4 ）
経済局	・ ゆとり健康創造館		
都市環境局	・ 環境学習センター		

（注）下線の 17 施設については、既に指定管理者による管理運営が行われている。それ以外の 140 施設は、平成 18 年 4 月から指定管理者制度への移行予定。

別表2 指定管理者制度移行施設一覧（非公募）

合計 120 施設（平成 18 年 3 月 1 日現在）

所管局	施設名（ ）内は施設数	所管局	施設名（ ）内は施設数
市民局	・ <u>区民センター</u> 等（ 32 ）	ゆとりとみどり 振興局	・ 中央体育館 ・ 長居陸上競技場・第2陸上競技場・球技場・庭球場・相撲場 ・ 大阪プール ・ 修道館・弓道場 ・ 三国レクリエーションセンター ・ 咲くやこの花館 ・ 長居植物園 ・ 大阪城天守閣
健康福祉局	・ 港晴寮、第2港晴寮、淀川寮、大淀寮 ・ 障害者会館（ 7 ） ・ 長居・舞洲障害者スポーツセンター ・ 作業指導所（ 2 ） ・ 子育ていろいろ相談センター ・ 愛光会館 ・ 社会福祉研修・情報センター ・ 更生療育センター（ 3 ） ・ 都島こども園、淡路こども園 ・ 北さくら園・東さくら園・南さくら園 ・ 入舟寮 ・ 敷津浦学園 ・ おとしよりすこやかセンター（ 5 ） ・ 労働会館 ・ 大畑山苑 ・ 天野苑 ・ <u>老人福祉センター（ 9 ）</u>	経済局	・ 産業創造館
		都市環境局	・ 共同利用施設（ 10 ）
		住宅局	・ 住まい情報センター
		教育委員会 事務局	・ 科学館 ・ 大阪歴史博物館 ・ 東洋陶磁美術館 ・ 自然史博物館 ・ 総合生涯学習センター ・ 幼児教育センター ・ <u>青少年会館（ 12 ）</u>

（注）下線の 22 施設（区民センター等については、鶴見区民センター 1 施設のみ）については、既に指定管理者による管理運営が行われている。それ以外の 98 施設は、平成 18 年 4 月から指定管理者制度への移行予定。

別表3 直営施設等一覧（平成18年3月1日現在）

所管局	施設名（ ）内は施設数	所管局	施設名（ ）内は施設数
総務局	・公文書館 ・職員研修所	ゆとりとみどり 振興局	・公園
市民局	・消費者センター	経済局	・市場（3） ・工業研究所 ・計量検査所
健康福祉局	・総合医療センター ・弘済院・弘済院附属病院 ・環境科学研究所 ・東淀川勤労者センター ・更生相談所一時保護所 ・西成市民館 ・阿武山学園 ・児童院 ・早川福祉会館 ・中央授産場 ・姫島こども園 ・日之出共同作業場 ・信太山老人ホーム ・にしはま荘 ・日之出荘 ・延寿荘 ・こころの健康センター ・食肉衛生検査所 ・動物管理センター ・食品衛生検査所（2） ・市民病院（3） ・看護専門学校 ・助産師学院 ・保健衛生検査所 ・放射線技術検査所 ・消毒所 ・保育所（128）	都市環境局	・舞洲スラッジセンター ・下水処理場（12）
		環境事業局	・焼却工場（10） ・斎場（5）
		建設局	・自転車駐車場
		港湾局	・上屋や荷役機械などの港湾施設
		市立大学	・大学
		教育委員会 事務局	・図書館（24） ・美術館 ・こども文化センター ・大阪城音楽堂 ・教育センター

(具体的取組)

- ・ おとしよりすこやかセンター（５館）について、民間移管
《スケジュール》平成 18 年度から平成 19 年度実施
- ・ 公立保育所や弘済院をはじめとした福祉施設について、民間活力の導入や市民ニーズの動向を踏まえた施設の統廃合、各業務の見直し等を積極的に行う。（再掲）
《スケジュール》平成 18 年度から実施
- ・ 総合医療センターを核とした市民病院群について、職員配置の見直しや各業務の一層の委託化・集約化による効率的な運営を図ることにより人件費比率の引き下げを行い、経営基盤の安定を図る。（再掲）
《スケジュール》平成 18 年度から実施
- ・ 大公園の管理について、各公園の整備状況等にあわせて指定管理者制度を導入する。（６施設：大阪城公園、靱公園、八幡屋公園、鶴見緑地、南港中央公園、長居公園）
《スケジュール》平成 20 年度から順次実施
- ・ 下水道科学館については、再委託を見直すなど、より効率的な運営を図る。
《スケジュール》平成 18 年度から実施
- ・ 大阪南港海水遊泳場について、NPO 法人も参加したワークショップ方式により有効な活用策を検討し具体化する。
《スケジュール》平成 17 年度中に検討し、平成 18 年度に具体化
- ・ 駐輪場管理運営業務の具体的形態、手法について検討を行い、決定する。
《スケジュール》平成 19 年度より新たな管理運営方法へ移行（現行の再委託方式は、平成 18 年度末廃止）

(２) 公の施設以外の施設についての取組

公の施設以外の施設については、施設の存続の必要性、行政の関与の必要性などを十分精査し、廃止や譲渡も含め管理運営のあり方を早急に見直す。

(具体的取組)

- ・ インテックス大阪については、外部委託を拡大するとともに、入札によるなど競争性を確保し経費の圧縮を目指す
《スケジュール》平成 18 年度以降実施
- ・ マリンテニスパーク北村については、売却すべく検討を行う。
《スケジュール》平成 19 年度以降、売却の処分を図る。
- ・ 湊町リバープレイスについては、民間事業者も含めたより効率的な管理

運営の導入を図る。

《スケジュール》平成 19 年度を目途に民間事業者も含めたより効率的な管理運営手法を確立

- ・ アゼリア大正については、民営化等を含めた効率的な運営手法を検討

《スケジュール》平成 19 年度の実施を目途に検討

- ・ 舞洲陶芸館については、民間による運営への移行を検討する。

《スケジュール》平成 18 年度に移行を図る。

- ・ コンテナ・フェリーなどのふ頭施設について、その有効活用を図るため、配置計画を再検討する。

《スケジュール》平成 18 年度から順次実施

(3) その他の事務事業についての具体的な取組

- ・ 文書通送業務の民間委託化（再掲）

《スケジュール》平成 18 年当初から実施

- ・ 各所属で行われている人事、給与・旅費・福利厚生等の業務について共通管理業務として集約し事務センター化を図る。（再掲）

《スケジュール》平成 18 年度以降実行に着手

- ・ 測量業務の民間委託化（再掲）

《スケジュール》平成 18～22 年度実施

- ・ 本庁舎案内業務を民間委託化

《スケジュール》平成 18 年度実施

- ・ 消費者センターの商品テストについて民間委託の範囲を拡大

《スケジュール》平成 18 年度実施

- ・ 市民経済計算の推計作業の大半（企画立案以外）を外部委託し、事務の効率化を図る。

《スケジュール》平成 18 年度以降実施

- ・ 消毒所における消毒業務のあり方について、検討する。

《スケジュール》平成 18 年度検討、19 年度から順次実施

- ・ 市民病院・弘済院における委託化の一層の推進（給食部門、事務部門等）を検討する。

《スケジュール》平成 17 年度から検討

- ・ 計量検査所における計量検査業務における民間委託の活用

《スケジュール》平成 18 年度以降実施

- ・ 市場における浚渫・散水・防疫業務を完全民間委託化

《スケジュール》平成 19 年度中に実施

- ・ 南港市場における枝肉搬送具の整備・供給・回収業務の民間委託
《スケジュール》平成 18 年度実施
- ・ ごみ焼却工場については、民間資本を活用した施設整備についても検討を行う。
《スケジュール》平成 18 年度中に方針決定
- ・ 環境事業局のパッカー車等の特殊車両を除く車検整備業務の段階的委託化
《スケジュール》平成 18 年度以降実施
- ・ 街頭ごみ容器ごみ収集業務・不法投棄処理業務における委託化に向けた手法・時期等の検討
《スケジュール》平成 18 年度以降実施
- ・ 粗大ごみ収集業務における委託化に向けた手法・時期等の検討
《スケジュール》平成 18 年度以降実施
- ・ 市営住宅の退去者の滞納家賃にかかる徴収事務における民間業者等の活用
《スケジュール》平成 19 年度以降実施
- ・ 本庁舎設備の運転管理業務における民間委託
《スケジュール》平成 19 年度以降実施
- ・ 渡船業務の一部を民間委託化
《スケジュール》平成 22 年度までに実施
- ・ 河川浚渫業務のうち、本市職員により実施している河川については、民間の動向も踏まえつつ作業手法を見直し、民間への委託化の検討を進める。
《スケジュール》平成 18 年度から取り組む。
- ・ 港湾局の電気設備維持管理、船舶修繕、設計、各種システム保守等の業務の民間委託化
《スケジュール》平成 18 年度から順次実施
- ・ 水道局各業務（営業所営業関係業務・工事関係業務、工事事務所業務、浄水場業務、その他業務）における委託化の推進
《スケジュール》平成 18 年度以降順次実施
- ・ 選挙開票事務の一部について民間派遣業者等の導入を図る。
《スケジュール》平成 18 年度検討、平成 19 年度の選挙から実施を図る。

（４）官民協働の推進(民間企業等との協働)

- ・ 「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」への参加事業

者の拡大

《スケジュール》平成 18 年度から拡大

- ・ 大阪市社会福祉協議会と「災害時におけるボランティア活動支援に関する協定」の締結

《スケジュール》平成 17 年度中に締結

- ・ 鉄道事業者、地下街管理者、関係行政機関などにより構成される「梅田地下空間浸水対策協議会」に事務局として参画し、梅田地下街の洪水時の避難計画を策定。

《スケジュール》平成 17 年度から参画

- ・ 国の地域創業助成金制度の活用を図るため、大阪市観光関連産業雇用創出推進協議会（大阪市、関西経営者協会、大阪商工会議所、大阪観光コンベンション協会）を設立し、創業支援・雇用創出を図る。

《スケジュール》平成 17 年度から順次実施

- ・ 「御堂筋まちづくりネットワーク」、国内外の経済団体、大阪フォーリンクラブ等との連携を強化するなど、効果的な都市プロモーションを推進する。

《スケジュール》平成 18 年度から実施

- ・ 民間ニーズの把握を行うなど、民間との連携強化を進め、拠点開発や魅力的なまちづくりを促進し、民間活力を活用した新しい都市機能の導入や道路等の公共施設整備の推進を図る。

《スケジュール》平成 18 年度から実施

- ・ 都市緑化おおさかフェア、世界陸上 2007 大阪大会など大規模イベントにおいて官民協働の推進や NPO、ボランティアとの連携協力を積極的に行う。

《スケジュール》平成 18 年度より可能なものから実施

- ・ 産業支援型サービス業や NPO など、様々な形態で民間の自発的・自主的な取組の実態を調査するとともに、様々な産業支援主体との協働のあり方について検討を行い、官民協働による層の厚い産業振興を推進する。

《スケジュール》平成 18 年度に調査検討、平成 19 年度以降に実施

- ・ 民間の自由な発想による既存の都市インフラを有効に活用した新たなビジネスの創造など、規制緩和と市場拡大を促進する社会実験の可能性について、調査検討を行う。

《スケジュール》平成 18 年度に調査検討、19 年度以降に実施

- ・ 市民住宅構想に基づいた市営住宅団地再生モデルプロジェクトの実施にあたり、民間の知恵の導入を積極的に図りながら建替事業を進めるとともに、NPO 等によるコミュニティビジネスの拠点施設の導入を図るなど

の取組を進める。

《スケジュール》平成 18 年度から実施

- ・ バイエリアにおける各種集客施設の連携を推進し、集客力の強化、バイエリアの活性化を図るため、大阪市、関係行政機関、地元関係者、学識経験者からなる「大阪港みなと観光交流促進協議会」を設立する。

《スケジュール》平成 17 年度中に設立

- ・ 博物館施設における生涯学習の推進について、民間企業等との協働の手法について検討を行う。

《スケジュール》平成 18 年度から実施

(5) P F I 手法の適切な活用

民間提案型 PFI 事業の窓口の設置や、全国で進められている PFI 事業者の意向・動向調査・民間事業者の提案の取りまとめを行い、本市における PFI 事業の導入可能性について検討を進める。

(具体的な取組)

- ・ 津守下水処理場の汚泥処理過程で発生する消化ガス（バイオガス）を燃料とした発電事業を実施し、温室効果ガスの削減及び当該下水処理場の電力費等のエネルギーコストの縮減をめざす。事業の実施にあたっては、民間の資金力、技術力等を活用する PFI 手法を導入し、事業費の圧縮を行う。

《スケジュール》平成 19 年度から運営開始

(6) 市場化テストの活用

法制度の改正などを踏まえつつ、市場化テストの実施に向けた取組みを進める。

《スケジュール》平成 17 年度から取り組む。

3 定員管理の適正化

定員管理については、前回の行財政改革計画（計画期間：平成 13 年度～17 年度）において、市長部局等の職員数の 5 %、2,000 人の削減目標を掲げて計画的に取り組んできた結果、平成 12 年 10 月 1 日の職員数 40,092 人と比較して、平成 17 年 10 月 1 日の職員数は 37,411 人となり、当初の目標を上回り 5 年間で 2,681 人（▲ 6.69 %）の削減を行ってきた。また、交通・水道も含めた大阪市全体では 5 年間で 4,246 人（▲ 8.19 %）の削減を行ってきたところである。しかしながら、単純に人口当たり職員数を他の政令指定都市と比較すると突出して多く、さらなる削減が必要である。

（参考）新行財政改革計画期間中の職員数の推移

	市長部局等	水道局	交通局	合計
平成 12 年 10 月 1 日	40,092 人	2,493 人	9,269 人	51,854 人
平成 13 年 10 月 1 日	39,706 人	2,419 人	8,875 人	51,000 人
平成 14 年 10 月 1 日	39,232 人	2,355 人	8,589 人	50,176 人
平成 15 年 10 月 1 日	38,694 人	2,319 人	8,249 人	49,262 人
平成 16 年 10 月 1 日	37,954 人	2,307 人	7,973 人	48,234 人
平成 17 年 10 月 1 日	37,411 人	2,296 人	7,901 人	47,608 人
減 累 計	2,681 人	197 人	1,368 人	4,246 人

（１）数値目標の基本的考え方

現在直面する財政危機の中、あらゆる経費削減が必要であり、経常経費についても同様、削減が強く求められている。その中で経常経費の約 25 %を占めている人件費についても大幅な削減が必要である。

今後 5 年間、いわゆる団塊の世代の大量退職が予定されているところであり、この期間原則として新規職員の採用を凍結（専門的資格を要する職種等で正規職員として採用しないと確保しがたい人材については例外的に採用）することにより、大幅な職員数の削減を行うこととする。

そのため、これまでの業務執行のあり方全般を見直し、業務プロセスの改善、業務の効率化など生産性を向上させることや業務執行の手法を変更することにより、必要な行政サービスを維持する。

（２）平成 22 年 4 月までの定員管理の数値目標

平成 18 年 4 月から平成 22 年 4 月までの期間、新規職員の採用を原則凍結し、5,000 人超の職員数を削減するとともに、市立大学等の地方独立行政法人化により 2,000 人程度の削減を図り、平成 22 年度には職員数 3 万人台を実現する。（平成 17 年 10 月 1 日現在職員数 47,608 人）

(3) 削減に向けた取組

計画的な定員管理に取り組むにあたっては、必要性や効果の乏しくなった事務事業の廃止・縮小、官民の役割分担の考え方に基づく民間部門の積極的な活用、事務事業執行方法の高度化・効率化、民間人材の臨時的任用、能力・意欲を有する本市退職者の活用、さらには、早期退職制度の活用など、本市事務事業全般にわたる再構築により取り組む。

4 組織機構の再編整備

- (1) 中央省庁の枠組みにとらわれずに、基礎自治体として市民の視点に立った地域における総合行政を担う観点から、現在の局組織を政策テーマに着目した組織に再編整備する。

経営補佐部門の再編

市長のトップマネジメントを補佐し、局の枠組みを越えた総合的な政策立案と人材・資産の流動化を強力に推進するため、経営企画監、経営企画室、市長室等を再編し、新たな経営補佐部門を整備する。(平成18年度)

財産管理部門の整備

財産の取得から運用、処分までを一元的に管理し、局を越えた効率的な財産活用を行うため、財産管理部門の整備に向け取組を進める。(平成19年度実施予定)

次世代育成部門の整備

次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するため、次世代育成部門の整備に向け取組を進める。(平成19年度実施予定)

環境創造部門の再編

まちの環境美化、環境保全等の環境関連施策を一元的に実施し、市民の快適な生活環境を創造するため、環境創造部門の再編に向け取組を進める。(平成19年度実施予定)

まちづくり部門の再編

快適な居住空間と魅力ある都市空間の創出を図るとともに、市民の安心・安全で快適な生活を確保する観点から、まちづくり関係法令に基づく計画立案・規制誘導施策、市街地整備事業や住宅政策などの都市整備機能や、道路・河川・下水道を中心とする都市基盤の整備・管理等の基盤整備機能を充実強化するため、まちづくり部門の再編に向け取組を進める。(平成19年度実施予定)

- (2) 局をまたがる組織について、市民の視点に立った施策、事業展開を図る観点から、局を越えた再編成を行う。

文化集客機能の一元化

文化集客関係施設を一元的に管理し、市民に分かりやすい組織とするとともに、文化集客施策の総合的、効果的な推進を図るため、教育委員会が所管している文

化集客関係施設をゆとりとみどり振興局に移管する。(平成18年度以降順次)

基盤施設管理部門の一元化

港湾計画の改定にあわせて、臨港地区の見直しを行い、臨海部における基盤施設管理部門と市全体の基盤施設管理部門との一元化を図る。

- (3) その他、市政改革を推進するため、局・区におけるコンプライアンスをチェックし、大阪市全体の内部コンプライアンスを確保する組織の整備(平成18年度)を行うほか、既存組織の見直し、効果的・効率的な組織の整備を積極的に行っていく。

5 第三セクターの見直し

(1) 監理団体の統廃合・再編

監理団体の統廃合・再編

指定管理者制度の導入、民間事業者の成熟など、第三セクターを取り巻く社会経済状況の変化に対応し、また本市の厳しい財政状況のもと、より効率的で質の高い行政サービスの提供を図るため、監理団体改革基本方針及び監理団体評価委員会から提言を受けた『監理団体の統廃合・再編及び委託料の見直し（平成 17 年 9 月）』を踏まえ、統廃合・再編、出資の見直し、法人形態の見直し（株式会社への転換）等を行う。

当面、平成 19 年度までの 2 年間で、現在ある 66 団体について、統廃合・再編、出資の見直し等により 23 団体を削減し、その後も不断の見直しを継続していく（別紙 1）。

【大阪市監理団体改革基本方針 見直し基準】

公益法人

- ア 設立時の目的が達成され、若しくは早期に達成される見込みの団体又は指定管理者制度の導入に伴い、他団体の活用が可能となったことなどにより、存在意義がなくなり、若しくは薄れた団体は廃止する。
- イ 公益法人としての存続必要性はあるが、本市の事務事業との関連性が薄れた団体は、本市の財政的・人的関与を廃止する。また適宜他の出えんを募り、本市の出えん比率を下げる。
- ウ 各所管局において監理する団体が複数ある場合、他団体と共同して設立し当面統合が困難である場合を除き、大括りの政策ごと一つの団体に統合・再編する。

商法法人

- ア 経営不振で改善の見込みのない団体で、設立時の目的がほぼ達成され、又は達成される見込みのない団体は、原則として整理・廃止する。
- イ 当初の出資目的が達成され、又はほぼ達成しつつある団体は、株式の全部又は一部を売却等処分する。株式の売却等に時間を要する場合、少なくとも人的関与は廃止する。
- ウ その他の団体で、類似事業を行う団体同士で経営効率を高めるため有効と認められるものについては、統合する。

(別紙 1)

監理団体の見直し方針(平成 19 年度までに 23 団体削減 66 団体→43 団体)

A 公益法人: ▲16 団体

) 解散 ▲ 6 団体	
(財)大阪都市協会 (財)大阪市勤労福祉文化協会 (財)大阪市おとしより健康センター (財)IAAF 世界陸上 2007 大阪大会組織委員会 (財)大阪産業廃棄物処理公社 (財)大阪港開発技術協会	
) 統合・再編 ▲ 7 団体 (13 団体→6 団体)	
(財)大阪市環境保健協会 + (財)大阪市医療事業振興協会 (財)大阪市公園協会 + (財)大阪市スポーツ振興協会 + (財)大阪市体育協会 → 1 団体へ (財)大阪市文化財協会 + (財)大阪市美術振興協会 + (財)大阪科学振興協会 → 1 団体へ (財)大阪市交通事業振興公社 + 交通サービス(株) + 大阪運輸振興(株) → 2 団体へ (財)大阪市水道事業サービス協会 + (財)大阪市水道技術協会	
) その他 ▲ 3 団体	
(財)大阪市都市型産業振興センター→市の出捐率が 20%未満に低下 (財)大阪市立大学後援会→公立大学法人(独立行政法人)へ移管 (財)大阪市立大学医学振興協会→公立大学法人(独立行政法人)への移管手続きの中で解散	

B 株式会社: ▲ 7 団体

) 解散 ▲ 2 団体	
(株)大阪キャッスルホテル 大阪港スポーツアイランド(株)	
) 資本的関与の見直し等 ▲ 5 団体	
(株)大阪マーチャンダイズ・マート 大阪港振興(株) 大阪港埠頭ターミナル(株) 大阪港木材倉庫(株) 大阪ウォーターフロント開発(株)	

その他早期に見直しを行うべき団体

A 公益法人

) 統合
(財)大阪国際経済振興センター + (財)大阪市都市型産業振興センター

）その他 (財)大阪市交通局協力会→株式会社化の後、資本的関与のあり方検討
B 株式会社 ）資本的関与の見直し (株)大阪鶴見フラワーセンター 大阪地下街(株) 大阪市街地開発(株) (株)ユー・エス・ジェイ

監理団体の出資会社の見直し

監理団体の出資会社（20%以上）8社について、団体の廃止や監理団体からの出資を引きあげるなど、その存続意義を精査しあり方を早急に見直すとともに、本市の関与の大きい関連団体（別紙2）として、その決算状況などについて情報公開するよう指導する。

【具体的取組】

- 1 オーエムエム・サービス(株)
本市の(株)大阪マーチャンダイズ・マートへの資本的関与の見直しに併せて検討する。
- 2 (株)エーティーシーサービス
平成19年度末までに廃止。
- 3 大阪環境保全(株)
平成19年度末までに出資を見直す。
- 4 (株)大阪ハウジングサービス
平成20年までに株式の譲渡などにより整理。
- 5 大阪地下街サービス振興(株)
平成18年度に本社、子会社双方における効率的な業務形態、処分の方法、形態について、整理、検討、19年度に実施に向けた協議、調整を行う。
- 6 堂島地下街(株)
平成18年度に本社、子会社双方における効率的な業務形態、処分の方法、形態について、整理、検討、19年度に実施に向けた他の株主との協議、調整を行う。
- 7 大阪臨海サービス(株)
平成19年度末までに見直す。
- 8 南港航空貨物ターミナル(株)
平成17年度中解散に向け手続き中。

大阪市の関与が大きい関連団体一覧（146団体・平成17年7月1日現在）（別紙2）

監理団体（66団体）

所管名	項番	団体名
市長室	1	(財)大阪都市協会
	2	(財)大阪国際交流センター
	3	(財)大阪二十一世紀協会
市民局	4	(財)大阪市女性協会
	5	(財)アジア・太平洋人権情報センター
財政局	6	(株)大阪市開発公社
計画調整局	7	(財)大阪市都市工学情報センター
	8	(株)湊町開発センター
	9	大阪外環状鉄道(株)
	10	(株)大阪シティドーム
健康福祉局	11	(財)大阪市勤労福祉文化協会
	12	(社福)大阪社会医療センター
	13	(財)大阪市環境保健協会
	14	(財)大阪市救急医療事業団
	15	(財)大阪市おとしより健康センター
	16	(財)大阪市医療事業振興協会
ゆとりとみどり振興局	17	(財)大阪市公園協会
	18	(財)大阪市スポーツ振興協会
	19	(財)大阪城ホール
	20	(財)大阪市体育協会
	21	(財)IAAF世界陸上2007大阪大会組織委員会
経済局	22	(財)大阪国際経済振興センター
	23	(財)大阪市都市型産業振興センター
	24	大阪市信用保証協会
	25	(株)大阪キャッスルホテル
	26	(株)大阪マーチャンダイズ・マート
	27	アジア太平洋トレードセンター(株)
	28	大阪中小企業輸入振興(株)
	29	(株)大阪鶴見フラワーセンター
	30	大阪市商業振興企画(株)
都市環境局	31	(財)大阪市下水道技術協会
	32	(財)地球環境センター
環境事業局	33	(財)大阪産業廃棄物処理公社
	34	(財)大阪市環境事業協会
住宅局	35	大阪市住宅供給公社
	36	(財)大阪市建築技術協会
建設局	37	(財)大阪市都市建設技術協会
	38	大阪市土地開発公社
	39	大阪市道路公社
	40	大阪地下街(株)
	41	大阪市街地開発(株)
	42	クリスタ長堀(株)

所管名	項番	団体名
港湾局	43	(財)大阪港埠頭公社
	44	(財)大阪港開発技術協会
	45	大阪港振興(株)
	46	大阪港埠頭ターミナル(株)
	47	大阪港木材倉庫(株)
	48	(株)大阪港トランスポートシステム
	49	大阪港スポーツアイランド(株)
	50	大阪ウォーターフロント開発(株)
	51	(株)大阪ワールドトレードセンタービルディング
	52	(株)ユー・エス・ジェイ
大阪市立大学	53	(財)大阪市立大学後援会
	54	(財)大阪市立大学医学振興協会
教育委員会事務局	55	(財)大阪市教育振興公社
	56	(財)大阪市文化財協会
	57	(財)大阪市美術振興協会
	58	(財)大阪科学振興協会
	59	(財)大阪国際平和センター
交通局	60	(財)大阪市交通事業振興公社
	61	(財)大阪市交通局協力会
	62	交通サービス(株)
	63	大阪運輸振興(株)
水道局	64	(財)大阪市水道事業サービス協会
	65	(財)大阪市水道技術協会
消防局	66	(財)大阪市消防振興協会

報告団体（10団体）

所管名	項番	団体名
危機管理室	1	(財)大阪府暴力追放推進センター
計画調整局	2	関西高速鉄道(株)
	3	大阪国際空港ターミナル(株)
	4	西大阪高速鉄道(株)
	5	中之島高速鉄道(株)
健康福祉局	6	(株)かんでんエルハート
ゆとりとみどり振興局	7	(財)大阪観光コンベンション協会
	8	(財)国際花と緑の博覧会記念協会
経済局	9	(財)大阪生涯職業教育振興協会
	10	(財)大阪市農業センター

その他の関与が大きい関連団体（62団体）

所管名	項番	団体名
市民局	1	(社)大阪市人権協会
健康福祉局	2	(財)大阪市民共済会
	3	(社福)大阪市社会福祉協議会
	4	(社福)みおつくし福祉会
	5	(社福)大阪市障害者福祉・スポーツ協会
	6	(財)大阪市身体障害者団体協議会
	7	(社)大阪市老人クラブ連合会
	8	(社)大阪生活衛生協会
	9	(財)大阪バリエーション研究所
経済局	10	(財)大阪中小企業勤労者福祉サービスセンター
港湾局	11	(社)大阪港振興協会
	12	(社)大阪市清港会
教育委員会 事務局	13	(財)大阪市学校給食協会
	14	(財)大阪市青少年活動協会

（各区コミュニティ協会）

所管名	項番	団体名
市民局	1	(財)北区コミュニティ協会
	2	(財)都島区コミュニティ協会
	3	(財)福島区コミュニティ協会
	4	(財)此花区コミュニティ協会
	5	(財)中央区コミュニティ協会
	6	(財)西区コミュニティ協会
	7	(財)港区コミュニティ協会
	8	(財)大正区コミュニティ協会
	9	(財)天王寺区コミュニティ協会
	10	(財)浪速区コミュニティ協会
	11	(財)西淀川区コミュニティ協会
	12	(財)淀川区コミュニティ協会
	13	(財)東淀川区コミュニティ協会
	14	(財)東成区コミュニティ協会
	15	(財)生野区コミュニティ協会
	16	(財)旭区コミュニティ協会
	17	(財)城東区コミュニティ協会
	18	(財)鶴見区コミュニティ協会
	19	(財)阿倍野区コミュニティ協会
	20	(財)住之江区コミュニティ協会
	21	(財)住吉区コミュニティ協会
	22	(財)東住吉区コミュニティ協会
	23	(財)平野区コミュニティ協会
	24	(財)西成区コミュニティ協会

（各区社会福祉協議会）

所管名	項番	団体名
健康福祉局	1	(社福)北区社会福祉協議会
	2	(社福)都島区社会福祉協議会
	3	(社福)福島区社会福祉協議会
	4	(社福)此花区社会福祉協議会
	5	(社福)中央区社会福祉協議会
	6	(社福)西区社会福祉協議会
	7	(社福)港区社会福祉協議会
	8	(社福)大正区社会福祉協議会
	9	(社福)天王寺区社会福祉協議会
	10	(社福)浪速区社会福祉協議会
	11	(社福)西淀川区社会福祉協議会
	12	(社福)淀川区社会福祉協議会
	13	(社福)東淀川区社会福祉協議会
	14	(社福)東成区社会福祉協議会
	15	(社福)生野区社会福祉協議会
	16	(社福)旭区社会福祉協議会
	17	(社福)城東区社会福祉協議会
	18	(社福)鶴見区社会福祉協議会
	19	(社福)阿倍野区社会福祉協議会
	20	(社福)住之江区社会福祉協議会
	21	(社福)住吉区社会福祉協議会
	22	(社福)東住吉区社会福祉協議会
	23	(社福)平野区社会福祉協議会
	24	(社福)西成区社会福祉協議会

監理団体等が20%以上出資している団体（8団体）

所管名	項番	団体名
経済局	1	オーエムエム・サービス(株)
	2	(株)エーティーシーサービス
都市環境局	3	大阪環境保全(株)
住宅局	4	(株)大阪ハウジングサービス
建設局	5	大阪地下街サービス振興(株)
	6	堂島地下街(株)
港湾局	7	大阪臨海サービス(株)
	8	南港航空貨物ターミナル(株)

(財) ... 財団法人 73団体
(社) ... 社団法人 5 団体
(株) ... 株式会社 36団体
(社福) ... 社会福祉法人 28団体
特別法団体 ... 4 団体

(2) 経営状況の深刻な第三セクターの経営改善策について

経営の継続が困難となった(株)湊町開発センター(MDC)、アジア太平洋トレードセンター(株)(ATC)、大阪ワールドトレードセンタービルディング(株)(WTC)、クリスタ長堀(株)(クリスタ)の4社については、特定調停が成立し(MDC・ATC・WTC は平成16年2月12日、クリスタは平成17年6月28日)、経営再建に向けて新たなスタートを切っている。

MDC・ATC・WTCの3社については、民間の経営ノウハウを持つ新社長のもとで、事業をより安定的に継続できるよう、厳格な収支見通しのもと新たな5年間の経営計画を策定し、さらなる経営改善に取り組んでいる。またクリスタについては、民間の経営手法を取り入れた経営のあり方を検討しているところである。

さらに、大阪市では外部の専門家を中心とする『大阪市特定団体経営監視委員会』を設置し、適切に経営状況を把握するとともに、必要に応じて助言・指導するなど、経営再建が着実に推進するよう監視体制を強化しており、今後とも、着実な経営再建に取り組んでいく。

なお、経営の継続が困難となった(株)大阪シティドームについては、会社更生手続きを申立て(平成17年10月7日)、裁判所の監督の下で、透明性・公平性を確保しながら、事業の再建をめざしている。

(3) 地方公社の経営健全化について

本市では、大阪市住宅供給公社、大阪市土地開発公社、大阪市道路公社の3公社が、長期化する景気の低迷や社会経済状況の著しい変化などにより、それぞれ固有の課題を抱えており、一様ではないが経営状況はいずれも厳しく、会計基準の見直しや指定管理制度の導入によりその経営に大きな影響を受けることも予想される。

そのため、今後の公社業務のニーズ予測や経営予測を行い、将来的な公社の必要性や役割を検討し、中長期的な対応策を経営健全化計画において明らかにする。

さらに、組織の縮小、事務機能の共同化、委託料の見直し等の徹底的な経費削減策、これまで蓄積してきたノウハウを活用した新たな事務事業等の収益向上策など、3公社それぞれの課題を踏まえ、早急に取り組むべき具体的な経営改善策もあわせて明らかにする。

経営改善計画策定委員会の設置

監理団体改革基本方針に基づき、3公社の今後の業務ニーズや経営予測を行い、将来的な役割等を検討し、これからのあり方を含む経営改善計画を策定することを目的として、各公社について「経営改善計画策定委員会」を設置した。

住宅供給公社については、平成17年10月に、大阪市住宅供給公社経営改善計

画策定委員会が経営改善計画をまとめた。土地開発公社、道路公社について委員会における検討を早急に進め、平成 17 年度中に改善計画をとりまとめる。

情報公開

地方 3 公社は、本市の事務事業の一部を補完又は分担し、市政の重要な一翼を担っていること、理事長等の最高責任者が市長によって任命されていること、また、本市が出資金等を出資していることなどを考慮して、大阪市情報公開条例を改正し、公文書の公開等を実施する機関に加えた。(平成 17 年 5 月)

住宅供給公社

経営改善計画策定委員会が、平成 20 年度までの 3 年間を重点期間とする経営改善プログラムを提示し、同委員会を経営監理委員会に改組してプログラムの進捗状況や公社の財務状況を確認すること等を内容とする提言をとりまとめた。(平成 17 年 10 月)

今後は、この経営改善プログラムに基づき、業務の改善を積極的に進めていく。

【具体的取組】

○賃貸住宅事業

- ・賃貸住宅における入居促進や、建替予定のため貸付停止中の空家の有効活用等により、収益性を高める。(年間約 1 億 1 千万円)
- ・民間すまいリングの入居促進やオーナーとの契約家賃の引き下げ等により、収益の改善を図る。(年間約 1 億 6 千万円)
- ・民間すまいリングについて、引き続き、国に制度改正を要望する。

○保有用地の売却

- ・馬池西、長吉出戸の保有用地(約 13 億 7 千万円)及び法円坂の建替余剰地(約 101 億円)を早期に売却する。

○人件費の削減

- ・役員数の見直しや、希望退職の勧奨、人材派遣会社からの派遣職員の活用等により、人件費を平成 20 年度までに 20%削減する。

○出資会社の整理

- ・出資会社である(株)大阪ハウジングサービスを平成 20 年度までに整理する。

○借入金の圧縮

- ・保有用地等の売却(約 118 億円)や基金の取崩し(約 15 億円)により、借入金の圧縮を図る。

○受託事業

- ・事業の重要性を考慮しつつ、大阪市からの受託費の総額を平成 19 年度までに 30%削減する。

土地開発公社

経営改善計画策定委員会において、これまで、土地開発公社自身の今後のあり方、長期保有土地の解消の促進、土地造成事業の方向性等に関して議論が行われてきた。

- ・ 今後のあり方については、廃止も念頭におき検討を行っている。
- ・ 長期保有土地については、総務省の「土地開発公社経営健全化対策」を活用し、健全化期間の平成 18 年～平成 22 年までの 5 ヶ年間での解消を図る。
- ・ 土地造成事業については、本市公共事業での活用や早期の事業化等を進める。

道路公社

経営改善計画策定委員会において、これまでのところ、公社駐車場の役割と必要性、道路公社債務の大阪市への引継等に関して議論が行われてきた。

- ・ 公社駐車場の役割と必要性については、平成 18 年度から始まる民間活用による放置駐車取締りの受け皿など、一定必要な公共財としての機能を考えて、検討を行っている。
- ・ 道路公社債務の大阪市への引継については、市の支援策も見据えた長期収支シミュレーションを行うなど、検討を行っている。

6 給与制度の抜本的な見直し

(1) これまでの取組

これまで大阪市では、厳しい財政状況に鑑み、給与抑制措置として次のような取組を行ってきた。

給料カット

平成 15 年 1 月～平成 15 年 3 月：給料、調整手当、期末手当 3～5%

平成 15 年 4 月～平成 15 年 12 月：給料、期末勤勉手当 3～5%

平成 16 年 1 月～平成 17 年 3 月：給料、期末勤勉手当 1～5%

平成 17 年 4 月～平成 17 年 11 月：給料 2～6%

定期昇給の延伸

平成 12 年 4 月～：課長代理級以上の職員 12 月延伸（6 月延伸を 2 回）

平成 15 年 4 月～：課長代理級の職員 6 月延伸の追加

平成 15 年 4 月～：係長級以下の職員 12 月延伸

特別昇給の停止

平成 12 年 4 月～平成 15 年 3 月：課長代理級以上の職員を対象

特殊勤務手当の一部廃止及び支給範囲の見直し

平成 11 年度～平成 16 年度：53 手当 35 手当

平成 17 年 4 月には 2 種類の手当を廃止し、現在 33 種類

高齢職員の昇給停止年齢の引き下げ

平成 14 年 4 月～：昇給停止年齢を 1 歳引き下げ（60 歳 59 歳）

初任給基準の抑制及び引き下げ

平成 8 年 4 月～：大卒新規採用者の初任給月額額の抑制

平成 16 年 4 月～：全学歴初任給基準 1 号給の引き下げ

管理職手当の見直し

平成 17 年 4 月～：係長級の管理職手当を廃止、課長代理級以上職員の管理職手当を 10% カット

平成 17 年 12 月～：管理職手当を役職ごとに一定額削減

退職手当支給率の引き下げ

政令指定都市において、唯一他都市に先駆け、平成 15 年度末退職者より実施。

平成 16 年 3 月～：最高支給率 62.7 月 60.99 月（ 1.71 月、 2.7% ）

平成 17 年 3 月～：最高支給率 60.99 月 59.28 月（ 1.71 月、 2.8% ）

退職時特別昇給の廃止

平成 16 年 5 月：廃止

(2) 基本的考え方

以上のとおり、これまでも大阪市では、給料カットや定期昇給の延伸など、給与削減の措置を講じてきた。

しかしながら、近年、公務員給与を取り巻く情勢は以前にも増して厳しくなっ

ており、本市においても、年功的な給与制度や、制度が複雑であるがゆえに市民から見てわかりにくくなっている特殊勤務手当、給料の調整額などに対し、市民等から様々な批判がなされている。

公務員給与が年功的で勤務実績が反映されにくい実態となっている状況に鑑み、また、職員の意欲を引き出し、その能力を最大限に発揮させるため、年功的な給与上昇の抑制と職務・職責に応じた給与構造への転換及び勤務実績の給与への反映、社会一般の情勢に適応させる観点からの制度の見直し、また、制度の透明性を確保し、市民に対する説明責任を十分に果たすことが強く求められている。

こうしたことから、(3) 具体的方策に述べるとおり、
級別標準職務表の見直し、
給料表の構造の見直し、
勤務実績の給与への反映、
特殊勤務手当、給料の調整額の見直し、
早期退職による退職手当の加算率の改正、
給与の支給状況の公表、
について取り組んでいくこととする。

(3) 具体的方策

級別標準職務表の見直し

大阪市の級別標準職務表では、行政職給料表 5 級に係長と係員が、また、7 級に課長と課長代理が並存するなど、地方公務員法で定められている「職員の給与は職務と責任に応ずるものでなければならない」とする「職務給の原則」が徹底されていない一面がある。

大阪市の級別標準職務表は、これまで、昇任、昇格制度の基礎として、職員の士気を高揚し、また、職員の労苦に報いるための役割を果たしてきたところであるが、極めて厳しい財政状況のもと、本市においても民間と同様、給与の年功的上昇を抑制し、職務・職責と勤務実績を十分に反映し得る給与システムを構築することが不可欠である。

こうした観点から、「職務給の原則」を徹底するため、級別標準職務表の見直しを実施する。

《遅くとも平成 18 年度に制度設計を行い、平成 19 年度から実施》

給料表の構造の見直し

本市の現行の給料表は年功的な体系となっており、昇格しないとしても相当の水準に達することができるような号給の設定が行われ、上下の職務の級間での水準の重なりも大きいものとなっている。

こうした年功的な要素が強い給料表の構造を見直し、職務・職責に応じた構造への転換を図る観点から、職務の級間の給料表水準の重なりの縮小、枠外昇給制度の廃止などの措置を講じる。

《遅くとも平成 18 年度に制度設計を行い、平成 19 年度から実施》

勤務実績の給与への反映

勤務実績に基づく処遇の推進は、公正な処遇を確保し、職員がその意欲と能力を最大限に発揮していくために重要である。

こうしたことから、本市においても、職員の職務遂行能力や勤務実績を的確に把握し評価できる新たな人事評価制度の整備と併せ、個々の勤務実績を反映した昇給制度及び勤勉手当の成績率を導入する。

《遅くとも平成 18 年度に制度設計を行い、平成 19 年度から実施》

特殊勤務手当、給料の調整額の見直し

個々の手当や調整額の支給理由、勤務実態等について全般的な精査を行い、かつては著しい特殊性が認められた勤務や職であっても、技術の進歩による勤務態様の变化など社会情勢の変化に伴い特殊性が薄れているものや、他の手当等と支給が重複しているもの、また、国や他都市、民間企業の支給状況と比較して均衡を欠くものなどについて見直しを図り、制度本来の趣旨に沿った形とする。

著しい特殊性が認められるか、重複しているか、支給方法は適切か、金額は妥当か、という点を基準として、見直しを行う。

《平成 17 年度から制度設計を進め、平成 18 年度から実施》

早期退職による退職手当の加算率の改正

本市の早期退職制度は、55 歳以上で年度末に退職する職員が対象で、これによる退職手当の加算率は、58 歳時点での退職による加算が最も高い率となっている（勤続 35 年以上で給料月額 9 月分）。今後、国や他都市のように、組織の新陳代謝を促すために対象年齢層を引き下げ、退職時年齢が低い職員に対してより高い率を設定した加算制度を導入するとともに、対象年齢を国並みの 50 歳以上とすることや、特定期間についてはより効果的な加算制度を適用する等の策を講じる。

《平成 18 年度から実施》

給与の支給状況の公表

給与制度全般についての透明性を確保し、市民の理解と納得を得るため、給料表のほか、諸手当の種類、支給額や支給要件、また、査定昇給の実施状況など、給与制度全般について、現在国が構築中の新しい公表システムに従って、市民にわかりやすく公表する。

《平成 17 年度から実施》

7 経費節減等の財政効果

平成 18 年度から平成 22 年度まで取り組む本市の集中改革プランにおいて、事務・事業の再編・整理、廃止・統合、民間委託等の推進（指定管理者制度の活用含む）、定員管理の適正化、手当の総点検をはじめとする給与の適正化、第三セクターの見直しなどを積極的に推進することにより、今後 5 年間に於いて次のとおり経費節減等の財政効果の実現を図る。

また、厳しい財政状況の健全化を図るため、それら経費削減等の財政効果を反映するとともに、今後の税収動向の見込みと高齢社会の進展の影響を織り込んだ平成 22 年度までの「中期的な財政収支概算（17 年 11 月改訂版）」を策定している。

（１）身の丈に合わせた経常経費の圧縮

身の丈（行政コスト／市税の比率）を見て、当面 5 年間は削減困難な扶助費・公債費等を除いた経常経費（人件費 2,914 億円、経常的施策経費及び管理費 1,770 億円）について 2 割削減（▲900 億円）。

（２）新手法による投資的経費の追加的圧縮

公共事業費は新規事業から維持管理中心へ質的転換し、必要なものに限定する。また、民間企業や NPO 等の活用並びに公募型競争入札等によるコストの圧縮など、5 年間で▲1,100 億円圧縮。

監理団体（66）への委託料は、監理団体評価委員会の報告に基づき、指定管理者制度の導入や契約手法の見直し等により、平成 16 年度予算比 3 割削減の▲280 億円（約 934 億円→約 654 億円）。

（３）一般会計からの繰出の見直し

当面 3 年間で一般会計繰出金のうち、公債費や保険給付関係など削減困難な繰出額を除いた額（830 億円）について 3 割削減（▲250 億円）。

（４）公債（除く臨時財政対策債等）発行の削減（1,514 億円→800 億円）

大阪市における都市インフラは既に成熟しており、平成 4 年度以降景気対策の観点もあり事業を前倒しで進めてきたと認識していることから、当面の目標（5 年後）を平成 4 年度以前の公債発行の水準 800 億円（S62～H3 年度平均）とする。

（５）歳入確保策

市税や住宅使用料など未収額の圧縮に向けた取組の強化

市税事務所構想の具体化など、効率的で強力な賦課徴収体制の整備と運営

ごみ収集の手数料や保育所保育料など受益と負担の関係の適正化
課税自主権の活用や市有財産の有効活用など新たな収入源の模索

(参考)

中期的な財政収支概算(17年11月改訂版)

(単位:億円、%)

		17 予算	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	(22 - 17)	
税 等		6,861	6,826	6,917	7,004	7,084	7,165	304	4.4
市税		6,149	6,126	6,201	6,270	6,340	6,410	261	4.2
譲与税・交付金		712	700	716	734	744	755	43	6.0
第1部歳出		11,928	11,859	11,787	11,744	11,778	11,729	▲ 199	▲ 1.7
人件費		2,914	2,863	2,765	2,646	2,501	2,331	▲ 583	▲ 20.0
経常的施策経費及び管理費		1,770	1,633	1,544	1,476	1,434	1,416	▲ 354	▲ 20.0
扶助費		3,726	3,836	3,891	3,949	4,009	4,081	355	9.5
公債費		1,985	1,988	2,064	2,160	2,308	2,361	376	18.9
特別会計繰出金		1,533	1,539	1,523	1,513	1,526	1,540	7	0.5
高齢化の進展による増		-	26	4	10	13	14	67	
見直しによる減		-	▲ 20	▲ 20	▲ 20	-	-	▲ 60	
同上特定財源		4,005	4,085	4,124	4,167	4,211	4,262	257	6.4
第2部歳出		5,357	4,971	4,714	4,456	4,262	4,067	▲ 1,290	▲ 24.1
公共事業費		1,979	1,777	1,703	1,628	1,554	1,479	▲ 500	▲ 25.3
その他		2,404	2,284	2,164	2,044	1,924	1,804	▲ 600	▲ 25.0
特別会計繰出金		974	910	847	784	784	784	▲ 190	▲ 19.5
同上特定財源		5,141	4,795	4,517	4,177	3,932	3,547	▲ 1,594	▲ 31.0
蓄積基金繰入金		348	288	250	150	145	0	▲ 348	皆減
起債収入		1,514	1,360	1,220	1,080	940	800	▲ 714	▲ 47.2
一般債		1,184	1,045	994	926	821	687	▲ 497	▲ 42.0
特別債		330	315	226	154	119	113	▲ 217	▲ 65.8
その他		3,279	3,147	3,047	2,947	2,847	2,747	▲ 532	▲ 16.2
差引過▲不足額 + + - -		▲ 1,278	▲ 1,124	▲ 943	▲ 852	▲ 813	▲ 822	456	▲ 35.7
補てん財源		1,278	1,127	1,007	928	858	789	▲ 489	▲ 38.3
地方交付税		620	670	600	520	450	380	▲ 240	▲ 38.7
臨時財政対策債		340	340	340	340	340	340	0	0.0
減税補てん債		127	76	67	68	68	69	▲ 58	▲ 45.7
その他		191	41	0	0	0	0	▲ 191	皆減
収支要調整額		0	3	64	76	45	▲ 33		
		(4月試算時) ▲ 832							
(参考) 第1部所要税等比率		98.8 %	98.3 %	96.7 %	95.5 %	95.3 %	93.9 %		
(再計) 市税 + 交付税		6,769	6,796	6,801	6,790	6,790	6,790		

中期的な財政収支概算の前提条件

- ・ 現行の地方税財政制度を前提として、22 年度までの収支概算を作成した。
- ・ 今後の税収動向の見込みと高齢社会の進展の影響については織り込み、17 年度予算を基礎として、16 年度決算も踏まえて影響の大きなものは反映した。
- ・ 加えて、市政改革基本方針(本部案)による削減目標額を一定の条件設定のもと織り込んだ。

【歳入】

市税等

- ・ 法人市民税、譲与税・交付金

「名目経済成長率」(18 年度は内閣府試算：17 年 8 月、19 年度以降については政府経済見通し：17 年 1 月財務省試算)を基に伸びを見込んだ。

18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
1.00%	2.00%	2.00%	2.00%	2.00%

具体的な積算については、「(名目経済成長率)×弾性値 1.1」を基に見込む。

- ・ 固定資産税、都市計画税

今回の基準年度(18 年度)までは、一定の下落を見込んだ。

特定財源：扶助費、第 2 部歳出については歳出関連の増減に連動させた。

蓄積基金：21 年度までに全額を取り崩すこととした。(17 年度末残高見込 833 億円)

起 債：臨時財政対策債、減税補てん債を除く 1,514 億円について、5 年間で 800 億円まで▲47.2%(▲714 億円)削減することとした。18 年度は財源配分案同額の 1,360 億円とし、以降 22 年度までを各年▲140 億円の削減とした。

【補てん財源】

地方交付税・臨時財政対策債：市税等の動向を反映させた。

減税補てん債：税制改正済みのものを反映した。

【第 1 部歳出】

人件費

- ・ 17 年度予算を基に、5 年間で 20%削減を織り込んだ

(市政改革基本方針での市全体 5,000 人削減のうち一般会計分を約 3,200 人：▲640 人/年とした)

経常的施策経費及び管理費： 22 年度までの 5 年間で 20%削減を織り込んだ。
(監理団体への委託料についてはその内数)

扶助費

- ・ 高齢社会の進行に影響を受けるもの (生活保護費、市営交通料金等福祉措置など)

16 年度実績を基に、対象人口や世帯数を推計し、その伸びを見込んだ。

但し、18 年度以降の各単価は据置とした。

- ・ 府の福祉医療制度の改正 (16 年 11 月) による影響額を織り込んだ。

公債費：18 年度以降発行分は、利率 2.3% (10 年債)、1.5% (5 年債) と最近の金利動向を反映した。

特別会計繰出金

- ・ 老人保健医療事業会計：制度改正を反映した。
(対象者 70 歳以上 75 歳以上、公費負担 30% 50% 14～18 年度で段階的に実施)
- ・ 介護保険事業会計：高齢者人口の伸び率により推計を行う。
- ・ 市街地再開発事業会計への元金償還にかかる繰出しを織り込んだ。(17～19 年度 48 億円、20 年度 46 億円：4 年間 190 億円に引き続き 21、22 年度を前年同額で見込んだ。)
- ・ 見直し対象事業約 500 億円について、経常的施策経費なみに年 ▲4%：3 年間で ▲60 億円の削減を織り込んだ。

【第 2 部歳出】

5 年間で公共事業費：▲500 億円▲25%、公共事業以外▲790 億円(運用基金繰出金・貸付金▲600 億円▲25%、特別会計繰出金▲190 億円【第 1 部の繰出金見直し▲60 億円とあわせ▲250 億円】)の 削減を織り込んだ。

三位一体改革や第三セクター処理など大きな変動は、明らかになった段階で盛り込むこととする。